

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土分布調査）業務 企画提案競技応募要領

1 趣旨

熱海市における土石流災害を受け、令和4年に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）が改正され、土地の用途にかかわらず盛土等を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行された。

県は、同法に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うこととしており、令和7年度は第一段階として、既存盛土の分布調査とともに、安全性把握調査に係る優先度評価に向けた考え方の整理を業務委託により行う。

本業務の実施に当たっては、盛土規制法の趣旨を理解した上で、地盤工学等の専門知識や地理空間情報の分析等に関する高度なノウハウが必要とされるため、企画提案競技により、最も優れた提案を行った提案者1者と契約を締結する。

2 委託業務の概要

（1）委託業務の名称

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土分布調査）業務

（2）委託業務の内容

別添「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（既存盛土分布調査）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書は、企画提案の内容を踏まえて、特定された提案者と県が協議の上確定するものとする。

（3）業務予算

本業務の委託料は60,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とし、これを超えることはできない。

（4）業務委託の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）までの間とする。

3 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する事業者で、以下に掲げる事項を全て満たす者とする。

- （1）宗教若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- （2）県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていないこと。
- （3）応募図書の提出期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- （4）県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

4 公募スケジュール

公募開始	令和7年6月18日（水）
質疑の受付	令和7年6月18日（水） ～6月30日（月）午後5時まで
応募意思表明書の提出	令和7年6月30日（月）午後5時まで
質疑に対する回答	令和7年7月2日（水）
応募書類の提出	令和7年7月9日（水）午後5時まで
企画提案ヒアリング	令和7年7月15日（火）（予定）
業務委託契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

5 企画提案に係る手続等

(1) 応募要領の公表

令和7年6月18日（水）から令和7年6月30日（月）までの間、県ホームページで公表する。

(2) 応募要領に関する質疑

応募要領に関して質疑がある場合は、令和7年6月30日（月）午後5時までに、質疑書（様式1）を事務局（連絡先は「9 問合せ先・応募図書の提出先」に記載。）宛て電子メールにより提出すること。（提出後は電話により事務局に受信を確認すること。）

県は、令和7年7月2日（水）までに、全ての応募者に対して回答を電子メールで送付する。

(3) 応募意思の表明

応募意思がある事業者は、応募意思表明書（様式2）に業務実績一覧（様式3）及び以下の事項が確認できる資料（定款、寄附行為、規約、パンフレットなど既存の資料で可）を添付して、令和7年6月30日（月）午後5時までに事務局宛て電子メール又は郵送（必着）により提出すること。（提出後は電話により事務局に受信を確認すること。）

ア 企業等の概要

イ 名称、代表者、所在地、設立年月日、従業員数など

ウ 業務内容、企業等の特色

業務実績一覧（様式3）には、盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等分布調査）、大規模盛土造成地の変動予測調査（第一次スクリーニング又は第二次スクリーニング計画の作成）その他これらに類する業務であって、平成18年度以降に着手し、対象区域が近畿地方（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県及び福井県）の区域内であるもののうち、完了済みのものについて記載すること。

(4) 応募図書の提出期間

次項に定める応募図書を令和7年7月9日(水)午後5時までに事務局宛て郵送(必着)又は持参により提出すること。

(5) 応募図書の内容

応募図書は以下のとおりとし、10部に様式4を1部添えて事務局宛て提出すること。

ア 企画書(A3判横片面2枚。様式自由。提案企業名は記載しない。)

本業務は、調査対象区域が広域にわたることから、調査精度を確保しつつ計画的、効率的に業務を進めるための工夫が重要である。仕様書の内容を十分理解の上、以下の項目について具体的な内容を提案すること。

(ア) 標高差分図から既存盛土を抽出する手法の提案

県では、①全県域の1mメッシュDEM(航空レーザ測量時点:2010~2013年度)及び②一部の平野部を除く50cmメッシュDEM(航空レーザ測量時点:2021~2022年度)を作成し、「G空間情報センター」Webサイトで公開しており、②のデータがある範囲については標高差分図の作成が可能である。そこで、標高差分図を基に、既存盛土を抽出する手法について提案すること。

なお、抽出に用いる衛星画像、空中写真、地形図その他の資料の種類、精度、作成時期及び調達方法について、併せて示すこと。

(イ) 標高差分図が作成できない区域に係る調査方法の提案

50cmメッシュDEM(航空レーザ測量時点:2021~2022年度)のない区域については、差分図の作成ができないことから、画像の比較解析その他の方法により調査を行う必要がある。そこで、当該区域の調査方法について提案すること。

(ウ) 安全性把握調査に係る優先度調査の方針整理に関する提案

安全性把握調査に係る優先度調査の方針整理に当たって、どのような要素に着目して調査を行うべきと考えるか、その理由と併せて提案すること。

(エ) 業務の実施体制に関する提案

業務を実施する手順、スケジュール、体制及び配置計画を提示し、各業務を担当する各技術者及び総括技術者の業務実績・資格等を記載すること。

協力会社等に業務の一部を再委託する場合は、当該再委託に係る業務範囲及び照査の体制についても併せて記載すること。

(オ) その他

上記以外に、活用価値の高い調査成果を得るための提案が特にあれば、自由に記載すること。

イ 経費見積書(様式5)

(6) 企画書の無効

応募図書について虚偽の記載がある場合、この書面に示された条件に適合しない場合又は未提出若しくは不備がある場合は無効とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用する。ただし、県が公表の必要があると判断した場合は、提案者の承諾を得た上で、その全部又は一部を公表することがある。

(8) 企画提案に係る費用負担

応募図書の作成等企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

6 委託事業者の特定

(1) 特定方法及び評価項目等

県は、審査会を設置の上、応募図書を以下の観点から審査し、本業務の委託契約の相手方（以下「委託事業者」という。）を特定する。

なお、下記①から⑥までは審査委員が採点を行い、⑦は事務局が採点を行う。

評価項目		評価基準	配点
調査精度	①収集資料	既存盛土の抽出に適した2時点について、収集する資料の精度が高い場合に優位に評価する。	10点
	②調査手法	標高差分図から抽出された領域が盛土であるか否かを判別する手法及び標高差分図のない区域において盛土を抽出するための手法が的確であり、活用価値の高い調査成果が期待できる場合に優位に評価する。	20点
実現性	③資料調達	提案された収集資料の存在が確実であり、調達方法が明快に示されている場合に優位に評価する。	10点
	④調査計画	提案された手法を実行するための手段が確保され、広域にわたる調査範囲全域を調査するための合理的な計画が示されている場合に優位に評価する。	20点
⑤技術的知見		安全性把握調査に係る優先度調査の考え方について、技術的知見に基づく具体的な提案が論理的に説明されている場合に優位に評価する。	20点
⑥実施体制		提案を踏まえた業務の質と量を勘案し、管理技術者及び担当技術者の業務実績及び人員配置の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点
⑦業務実績		広域を対象とする調査業務の実績を有する場合及び中小規模の盛土を抽出する業務の実績を有する場合に優位に評価する。	10点
合計			100点

(2) ヒアリングの実施

審査に当たり、提案者に対するヒアリングを以下のとおり実施し、審査委員による質疑を行う。ただし、応募者が5者を超える場合は、業務実績に基づき事務

局による予備選考を行うことがある。この場合における落選者及び5（6）により無効とされた企画書の提案者については、ヒアリングを実施しない。

ア 実施場所：対象者の確定後に通知（兵庫県庁又はその周辺の会議室を予定）

イ 実施日時：対象者の確定後に通知（企画書の提出期限後、速やかに実施予定）

ウ 出席者：原則、管理技術者を含む3名以内（配置予定技術者に限る。）

エ 資料：企画書に記載された内容以外に追加資料を提示又は配付することはできない。ただし、企画書に記載された内容を補足説明するための表示装置を使用したプレゼンテーションはすることができる。この場合、表示装置（液晶ディスプレイ）、HDMIケーブル及び電源は事務局が用意し、それ以外の必要機器は提案者が用意するものとする。

（3）特定結果の通知

県は、特定結果について提案者全員に文書で通知する。

7 委託事業者特定後の手続

（1）契約

県は、委託事業者の特定後、速やかに業務委託契約を締結する。

（2）業務内容の決定

県は、委託業務の内容について、応募図書の内容や審査結果等を基に詳細を決定する。その際、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

8 その他

企画提案競技に係る各種手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 問合せ先・応募図書の提出先

兵庫県まちづくり部建築指導課開発指導班（担当：竹内、三浦）

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3646

E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp